

# 令和4年塩尻市議会12月定例会提出案件について

## I 提出案件数

提出案件	17件
条例案件	10件
予算案件	6件
報告案件	1件

## II 提出案件の概要

### 【条例案件】

#### 1 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

##### (1) 提案理由

土地建物その他物件に関する証明及び土地家屋名寄帳の写しの交付に係る手数料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

##### (2) 概要

件数及び加算に関する規定を削るものです。

(税務課)

#### 2 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

##### (1) 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与改定並びに常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合の改定を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

##### (2) 概要

ア 一般職の職員の各給料表の給料月額について、若年層に重点を置いて引き上げるもの

イ 勤勉手当及び期末手当の年間の支給割合を次のように改めるもの

(ア) 一般職の職員のうち特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を「100分の190」から「100分の200」に引き上げるもの

- (イ) 一般職の職員のうち特定幹部職員  
勤勉手当の支給割合を「100分の230」から「100分の240」に引き上げるもの
- (ウ) 再任用職員のうち特定幹部職員以外の職員  
勤勉手当の支給割合を「100分の90」から「100分の95」に引き上げるもの
- (エ) 再任用職員のうち特定幹部職員  
勤勉手当の支給割合を「100分の110」から「100分の115」に引き上げるもの
- (オ) 常勤の特別職の職員及び議会の議員  
期末手当の支給割合を「100分の325」から「100分の330」に引き上げるもの

### 3 塩尻市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### (1) 提案理由

国家公務員に準じて非常勤職員の退職手当の支給の要件を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

#### (2) 概要

非常勤職員の勤務日数に係る要件を緩和するものです。

(以上 総務人事課)

### 4 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

#### (1) 提案理由

監査体制を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

#### (2) 概要

議員のうちから監査委員を選任しないこととするものです。

(監査委員事務局)

### 5 塩尻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

#### (1) 提案理由

「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

#### (2) 概要

ア 定年を段階的に引き上げ、65歳とするもの

イ 管理監督職の職員を、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に異動させることとするもの（管理監督職勤務上限年齢制の導入）

ウ 60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤

務の職に採用することができることとするもの（定年前再任用短時間勤務制の導入）

エ 職員の給料月額を、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とするもの

オ 塩尻市職員の再任用に関する条例を廃止するもの

## 6 塩尻市情報公開条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により一部改正される「個人情報の保護に関する法律」が令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

### (2) 概要

「個人情報の保護に関する法律」における不開示情報と整合を図るため、非公開情報に係る規定を改めるものなどです。

## 7 塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例

### (1) 提案理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により一部改正される「個人情報の保護に関する法律」が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに条例を制定するものです。

### (2) 概要

ア 条例個人情報ファイル簿、開示請求に係る手数料等に関する規定を定めるもの  
イ 塩尻市個人情報保護条例を廃止するもの

(以上 総務人事課)

## 8 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

塩尻市中央スポーツ公園東庭球コートに移転すること及び体育施設の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

### (2) 概要

ア 庭球コートを統合し、名称を改めるもの  
イ 塩尻市弓道場の使用料を改めるもの

## 9 塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

塩尻市文化会館の利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

## (2) 概要

ア ギャラリー及びリハーサル室の利用料について、入場料を徴収して利用する場合等の額を規定するもの

イ 午後5時から午後5時30分までの中間時間の利用料を規定するもの

(以上 社会教育スポーツ課)

## 10 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

### (1) 提案理由

「地方税法」第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の更新をするため、必要な改正をするものです。

### (2) 概要

令和4年12月31日に指定の期間が満了する特定非営利活動法人について指定の期間を更新するものです。

(市民交流センター)

## 【予算案件】

1 令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）

2 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

3 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

(以上 財政課)

4 令和4年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

(上水道課)

5 令和4年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

6 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

(以上 下水道課)

## 【報告案件】

### 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

#### 1 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月9日に専決処分したので報告するものです。

#### 2 概要

(1) 損害賠償の額 85,800 円

市側の過失割合 100パーセント

(2) 事故発生年月日 令和4年7月28日

(3) 事故発生場所 木曾郡木曾町福島  
木曾町文化交流センター

(4) 事故の状況

市が所有するバスで、木曾町文化交流センターの敷地内において停車しようとした際、当該バスのサイドミラーが当該施設の柱に接触し、当該柱を破損させてしまったものです。

(公共施設マネジメント課)